## 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の基本方針(案)に対する パブリックコメントの意見等と検討結果

No.	意見区分	意見の概要	検討結果(市の考え方)
1	基本方針全体	本宣誓制度を導入するメリットが分からない。 現行法に規定のない同性婚を地方自治体が推進 する取組になるのではないか。	本制度は、第5次大船渡市男女共同参画行動計画に基づき、誰もが自分らしく 生きられる社会となるよう、多様化する家族のあり方や人権を尊重しつつ、パー トナーや家族として暮らしていくことを市が応援するものです。 ご意見を踏まえて、本制度が多様性への理解や関心の高まりのきっかけとなる よう、周知を進めてまいります。
2	4届出の手続	宣誓内容に係る審査は厳密に行われるのか。 書面による自己申告制など、安易な承認制度と なる場合は制度運用に問題があると考える。	宣誓要件は、戸籍等の公的証明書等により審査することとしています。 また、身分証明書等の提示による本人確認及び意思確認を行うこととしており ますので、ご意見を踏まえて、本制度の適正な運用を図ってまいります。
3	その他	制度開始後の費用負担(制度に係るシステム利用や職員人件費等)や、制度利用者の利用状況等に係る調査などについて、どのように考えているのか。	制度の運用に当たっては、既存システムを使用するとともに新たな人員配置は 予定しておりません。 また、制度の利用状況等は、適時確認することを検討しています。
4	その他	本宣誓制度は、各種社会保障制度などが適用されないものとされているが、制度が不正利用される可能性はないのか。	本制度は、法的効力を有するものではないことから、各種社会保障制度への影響はなく、不正利用される可能性は低いものと考えます。 また、宣誓内容に虚偽があることが判明した場合は、職権により宣誓を無効とします。 ご意見を踏まえて、本制度の内容や利用について広く周知しつつ、適正な運用を図ってまいります。